

全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、第七条第一項の規定に基づき、新幹線鉄道建設に関する整備計画を別紙のとおり決定する。

昭和四十八年十一月十三日

運輸大臣 新谷 寅三郎

別紙

建設線	区 間	走行方式	最高設計 速 度	建設に要する費 用の概算額(車 両費を含む)	建設主体	そ の 他 必 要 な 事 項	
						主 要 な 経 過 地	そ の 他
東北新幹線	盛岡市・青森市	粘着駆動 による電 車方式	キロメートル/ 時 260	億円 3,300	日本国有鉄道	八戸市附近	
北海道新幹線	青森市・札幌市	〃	キロメートル/ 時 260	億円 6,300	日本鉄道 建設公団	函館市附近 小樽市附近	1 北海道新幹線は、津軽海峡部において、 青函ずい道を津軽海峡線と共用する。 2 建設に要する費用の概算額には津軽海 峡線の工事費は含まない。
北陸新幹線	東京都・大阪市	〃	キロメートル/ 時 260	億円 11,700	日本鉄道 建設公団	長野市附近 富山市附近 小浜市附近	東京都・高崎市間は上越新幹線を共用する。
九州新幹線	福岡市・鹿児島市	〃	キロメートル/ 時 260	億円 4,450	日本国有鉄道	熊本市附近 川内市附近	
九州新幹線	福岡市・長崎市	〃	キロメートル/ 時 260	億円 2,150	日本国有鉄道	佐賀市附近	1 九州新幹線(福岡市・鹿児島市間)と 筑紫平野で分岐するものとし、福岡市・ 分岐点間は共用する。 2 建設に要する費用の概算額には、九州 新幹線(福岡市・鹿児島市間)との共用 部分は含まない。

(注) 建設に要する費用の概算額には利子を含まない。